

ゼロカーボンシティひたちを促進

家庭用の脱炭素化促進設備の設置を補助します

地球温暖化防止のため、家庭用の脱炭素化促進設備（住宅用太陽光発電システム、家庭用燃料電池（エネファーム）及び蓄電システム）を設置する方（個人）に補助金を交付します。

補助額

- 住宅用太陽光発電システム：1kWあたり1万円（上限3万円）
- 家庭用燃料電池（エネファーム）：1基あたり10万円
- 蓄電システム：1基あたり5万円

対象 次の全てに該当する方

- 市内の住宅（新築・既築）に機器の設置を予定している方、機器付きの住宅を購入予定の方（補助対象機器は未使用品であること）
- 本人または同一世帯において、過去に市で実施している同様の補助金を受けていない方（異なる機器の補助であれば受けることができます）
- 来年3月20日（月）（必着）までに実績報告書を提出



できる方

*その他の要件もあります。詳しくは、市のホームページをご覧ください。

申し込み 本人または手続代行者（取扱販売店、電気店、ハウスメーカーなど）が申請書などを直接か郵送で、ゼロカーボン推進担当 ☎内線 297 へ

*申請書などは、市のホームページからダウンロードできます。

飼い犬に年に1回必ず狂犬病予防注射を

春の狂犬病予防集合注射を実施します

狂犬病予防法により、毎年1回の狂犬病予防注射と生後91日以上の犬は市への登録が義務づけられています。

予防注射は、市が行う狂犬病予防集合注射もしくは動物病院で接種することができます。

【狂犬病予防集合注射】

とき 4月11日（月）～20日（水）

ところ 市内82か所を1か所ずつ実施

*集合注射の日程は、右記QRをご覧ください。なお、既に飼い犬の登録をしている方には、予防注射のご案内をはがきでお送りしますので、接種の際は、ご持参ください。



【犬の登録】

犬を飼い始めたら、お住まいの市町村に飼い犬の登録（1頭の犬につき1回）が必要です。飼い主で、登録が済んでいない方や、日立市へ転入された方は、狂犬病予防集合注射の会場、市内の動物病院、健康づく



り推進課、市民課または各支所で登録手続きを行ってください。

【集合注射と登録の料金】

集合注射の料金：3,550円 登録料金：2,500円

*犬が死亡したときや飼い主の変更があったときなどは、健康づくり推進課にご連絡ください。

*集合注射は、荒天時や新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえ、中止になる場合があります。

問合せ 健康づくり推進課 ☎ 21-3300

日立市で農業を！

農業を営む方を応援します



(ビニールハウス)

農機具購入・農業用簡易ハウス設置などを補助します

農業における高齢化、担い手不足の課題に対応し、農業者の負担軽減と農業の活性化を図るため、農機具の購入や農業用簡易ハウス設置などに要する費用の一部を補助します。

申し込み 4月13日(水)から、**必ず購入・設置前**

に申請書などを直接、農林水産課 ☎内線 403 へ
* 申請書は、農林水産課、各支所にあるほか、市のホームページからダウンロードできます。

* 詳しくは、右記 QR をご覧になるか、お問い合わせください。

* 予算に上限があります。



補助金名	農機具購入費補助金	農業用簡易ハウス整備費補助金
対象	市内在住の農業者（農家基本台帳に記載のある方）で、直売所などに農作物を出荷する方	
補助内容	農機具（稲作用を除く）の購入に係る費用 * 中古可	農業用簡易ハウス（面積 20㎡～200㎡未満）の設置及び資材購入に係る費用
補助額	費用の2分の1（千円未満切捨て） * 上限20万円、下限5万円 * 1人1回限り	費用の2分の1（千円未満切捨て） * 上限20万円、下限3万円 * 1人1回限り

特産農産物の種子、苗木などの購入を補助します

意欲ある生産者を支援し、産地の振興を図るため、特産農産物の作付けに必要な種子・苗木などの購入に要する費用の一部を補助します。

申し込み 4月13日(水)から、申請書などを直接、

農林水産課 ☎内線 403 へ

* 申請書は、農林水産課、各支所にあるほか、市のホームページからダウンロードできます。

* 詳しくは、右記 QR をご覧になるか、お問い合わせください。

* 予算に上限があります。



対象	次の全てに該当する方 ■ 農業を営む個人、法人または生産組合など ■ 農業協同組合の組合員など ■ 市内の農地で作付けする生産者
補助内容	対象者が新たにまたは拡大して作付けする特産農産物の種子、苗木などの購入費
補助額	費用の2分の1（千円未満切捨て） * 上限10万円 * 1人1回限り

多面的機能直接支払交付金事業

地域で行う農地の保全活動を支援します

農地の保全活動について計画を立て、5年間継続して実施する集落や地域団体の活動を支援します。

対象者 農業者または農業者を含む地域住民で構成される組織

対象となる活動 農道・農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持

交付額 2,000円/10a～

* 活動内容や農地の状況により交付単価が異なります。

問合せ 農林水産課 ☎内線 402

* 詳しくは、右記 QR をご覧になるか、お問い合わせください。

